

## 第2章 行為の制限に関する事項

### 1. 行為の制限に関する区域区分の考え方

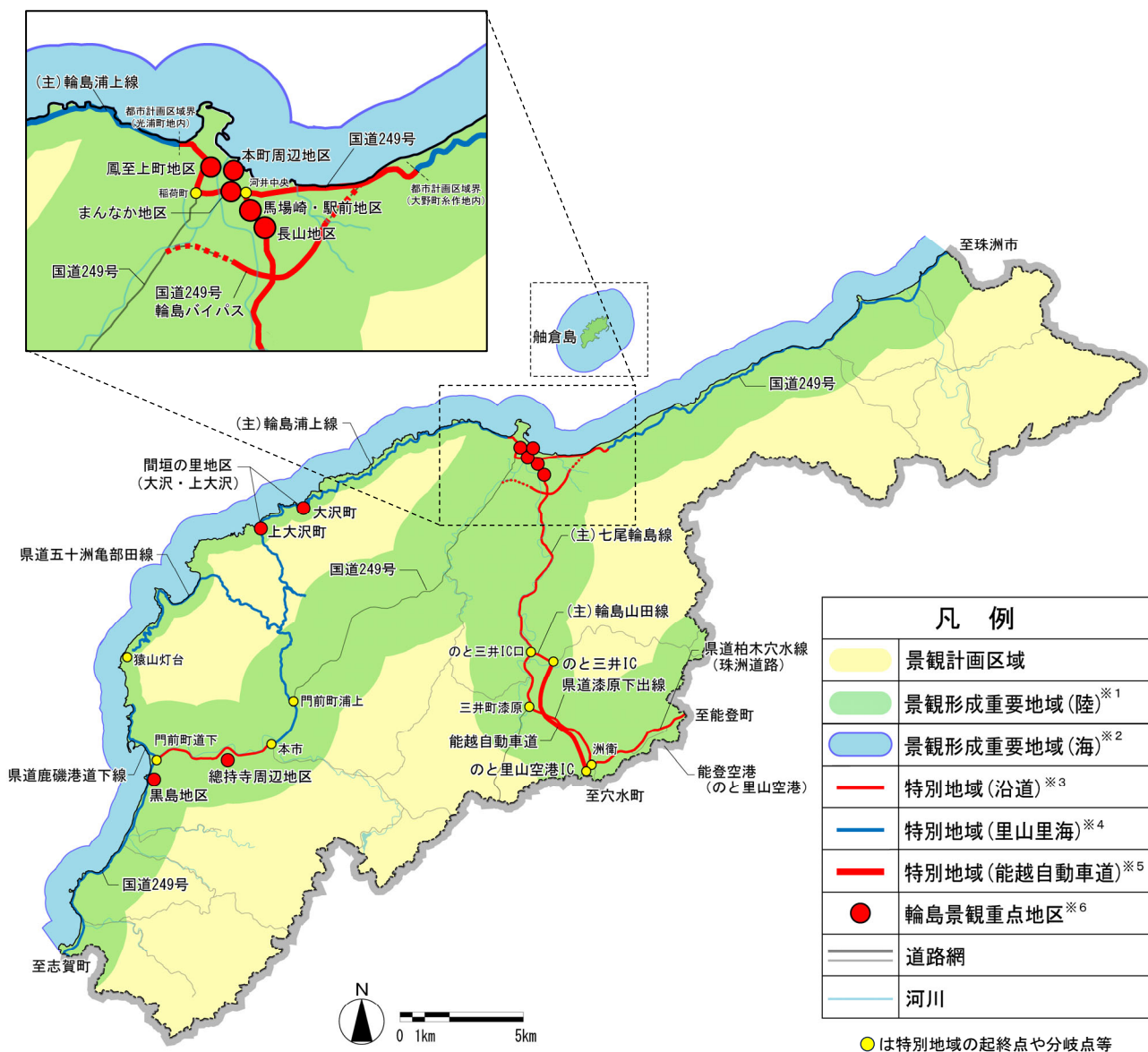
本計画の上位計画である「いしかわ景観総合計画（平成20年7月策定）」に基づき「石川県景観計画（平成20年7月策定）」において定められている「景観計画区域」「景観形成重要地域」「特別地域」は、すでに行為の制限が行われていることから、区域区分をそのまま受け継ぐものとします。また、いしかわ景観総合計画の改定時に追加されたエリアについても同様に指定します。

その上で、輪島市において景観形成が必要と考えられる区域を追加するとともに、輪島市独自の制度として、既に景観まちづくりに取り組んでいる地区など先進的な地区や、今後景観まちづくりに重点的に取り組んでいこうとしている地区で、きめ細かな景観形成が必要と考えられる地区を「輪島景観重点地区」に指定します。

■輪島市景観計画の区域区分■

区 域	輪島市景観計画
景観計画区域	市全域
景観形成重要地域	①国道249号の全線、(主)七尾輪島線、(県)漆原下出線、(県)柏木穴水線の一部の道路境界線から両側2kmの範囲（海側は汀線まで） ②能登空港の滑走路の中心線から3km以内 ③海岸汀線から海側1km、陸側500m以内の範囲
特別地域	各路線の道路境界線から両側100mの範囲 ①特別地域（沿道） ・(主)七尾輪島線、(県)漆原下出線、(県)柏木穴水線、国道249号、(主)輪島浦上線、(主)輪島山田線の一部 ・国道249号輪島バイパスの全線 ②特別地域（里山里海） ・国道249号、(主)輪島浦上線、(県)鹿磯港道下線、(市)道下・深見線、(市)猿山線、(市)五十洲・深見線、(県)五十洲亀部田線の一部 ③特別地域（能越自動車道） ・のと里山空港ICからのと三井IC
輪島景観重点地区	◆輪島景観重点地区 ①馬場崎・駅前地区      ②鳳至上町地区      ③總持寺周辺地区 ④まんなか地区          ⑤間垣の里地区      ⑥長山地区 ⑦本町周辺地区          ⑧黒島地区

輪島市景観計画区域



- ※1 景観形成重要地域（陸）  
…各路線の両側 2km の範囲（海側は汀線まで）  
（国）249 号の市域内全線  
（主）七尾輪島線の河井中央交差点から（県）漆原下出線との交差点（三井町漆原地内）まで  
（県）漆原下出線の（主）七尾輪島線との交差点（三井町漆原地内）から洲衛交差点まで  
（県）柏木穴水線の洲衛交差点から市域界（能登町）まで  
…能登空港滑走路の中央線から 3km の範囲
- ※2 景観形成重要地域（海）  
…汀線から陸側に 500m、海側に 1km の範囲
- ※3 特別地域（沿道）  
…各路線の両側 100m の範囲  
（主）七尾輪島線の河井中央交差点から（県）漆原下出線との交差点（三井町漆原地内）まで  
（県）漆原下出線の（主）七尾輪島線との交差点（三井町漆原地内）から洲衛交差点まで  
（県）柏木穴水線の洲衛交差点から市域界（能登町）まで  
（国）249 号の（県）鹿磯港道下線との交差点（門前町道下地内）から本市交差点まで  
（国）249 号の稲荷町交差点から都市計画区域界（大野町系作地内）まで  
（主）輪島浦上線の都市計画区域界（光浦町地内）から稲荷町交差点まで  
（国）249 号輪島バイパスの全線（稲舟町地内から小伊勢町地内まで）  
（主）輪島山田線の（国）能越自動車道のと三井 IC（三井町本江地内）からのと三井 IC 口交差点まで
- ※4 特別地域（里山里海）  
…各路線の両側 100m の範囲  
（国）249 号の市域界（志賀町）から（県）鹿磯港道下線との交差点（門前町道下地内）まで  
（国）249 号の本市交差点から（主）輪島浦上線との交差点（門前町浦上地内）まで  
（国）249 号の都市計画区域界（大野町系作地内）から市域界（珠洲市）まで  
（県）鹿磯港道下線の（国）249 号との交差点（門前町道下地内）から（市）道下・深見線との交差点（門前町鹿磯地内）まで  
（主）輪島浦上線の（国）249 号との交差点（門前町浦上地内）から都市計画区域界（光浦町地内）まで  
（市）道下・深見線の（県）鹿磯港道下線との交差点（門前町鹿磯地内）から（市）深見線との交差点（門前町深見地内）まで  
（市）猿山線の猿山灯台付近（門前町吉浦地内）から（市）五十洲・深見線との交差点（門前町吉浦地内）まで  
（市）五十洲・深見線の（市）猿山線との交差点（門前町吉浦地内）から（県）五十洲亀部田線との交差点（門前町五十洲地内）まで  
（県）五十洲亀部田線の（市）五十洲・深見線との交差点（門前町五十洲地内）から（主）輪島浦上線との交差点（門前町浦上地内）まで
- ※5 特別地域（能越自動車道）  
…各路線の両側 100m の範囲  
（国）能越自動車道のと里山空港 IC（三井町洲衛地内）から（国）能越自動車道のと三井 IC（三井町本江地内）まで
- ※6 輪島景観重点地区  
…鳳至上町地区、總持寺周辺地区、馬場崎・駅前地区、まんなか地区、間垣の里地区、長山地区、本町周辺地区、黒島地区

## 2. 行為の制限に関する事項

## (1) 届出対象行為

良好な景観を形成するため、景観に対して影響を及ぼすと考えられる建築行為等について、一定のルールが必要となることから、良好な景観形成に関する方針に基づき、届出の対象となる行為を設定します。

届出対象行為は、建築物及び工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更とします。

行為の種類	区域の名称				
	景観計画区域	景観形成重要地域	特別地域	輪島景観重点地区	
届出対象	建築物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さ13mを超えるもの又は建築面積1,000㎡を超えるもの	高さ13mを超えるもの又は建築面積500㎡を超えるもの	高さ10mを超えるもの又は建築面積200㎡を超えるもの	全て
	工作物の新築（新設）、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更	高さが13mを超えるもの	高さが13mを超えるもの	高さが10mを超えるもの	
	開発行為（都市計画法第4条第12項に規定するもの）	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が10,000㎡を超えるもの	開発面積が3,000㎡を超えるもの	

## 【届出等の対象となる工作物】

1. 煙突
2. 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など（旗ざお、架空電線路用、電気事業者保安通信設備を除く。）
3. 記念塔など
4. 高架水槽、サイロ、物見塔など
5. 擁壁
6. 乗用エレベーター、エスカレーターで観光のためのもの
7. ウォーターシュート、コースターなどの高架の遊戯施設
8. メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔などの遊戯施設で原動機を使用
9. コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントなど
10. 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
11. 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設
12. 自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設

※能登半島国定公園の区域内で行う行為については、自然公園法に基づく許可申請又は届出が必要な場合があります。

## (2) 景観形成基準

良好な景観を形成するため、届出対象行為を行う場合には、本計画の「良好な景観形成に関する方針」を踏まえ、届出対象行為を実施する周辺の景観を十分把握した上で、当てはまる景観類型の方針及び以下の景観形成基準に適合するよう努める必要があります。

### ①景観計画区域 景観形成基準

#### 【建築物及び工作物】

項目	景観形成基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境との調和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従来の地形をできる限り活かし、地形の改変などにより自然景観を損なわないように配慮する。</li> <li>・幹線道路や集落などの主要な視点場から山並みや海岸線などを広範囲に遮らないように配慮する。</li> </ul> </li> <li>●街並みとの調和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路境界からできる限り後退し、ゆとりと潤いある空間の創出に配慮する。</li> <li>・周辺の街並みとの連続性を確保する地域においては、道路境界からの壁面の位置をそろえるように配慮する。</li> <li>・敷地が角地となる場合は、角部分にゆとりを持つよう配慮する。</li> <li>・敷地に附属建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、全体的なまとまりと敷地内の建築物等との調和に配慮する。</li> </ul> </li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体               <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・市街地においては、魅力ある都市景観の創出に配慮する。</li> </ul> </li> <li>●壁面               <ul style="list-style-type: none"> <li>・長大で、単調な壁面はできる限り避け、周辺の景観に圧迫感を与えない表情豊かな意匠形態に配慮する。</li> <li>・歴史的建造物の改築等に当たっては、外壁の全部又は一部を保存して活用するなど意匠形態の継承に配慮する。</li> <li>・壁面の意匠形態は正面だけではなく側面や背面からの見え方にも配慮する。</li> </ul> </li> <li>●屋根               <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺景観と調和した屋根の形態とするよう配慮する。</li> </ul> </li> <li>●建築設備               <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁及び屋上等に設ける設備は、露出しないよう努め、当該建築物との一体性を確保するよう配慮する。</li> <li>・空調設備等の室外機は外部から直接見えないよう設置位置や目隠しなどを工夫する。</li> </ul> </li> <li>●付属物等               <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外階段、ベランダ等は本体建築物等と一体化するなど、違和感のない、まとまりのある形態とするよう配慮する。</li> <li>・洗濯物が外部から直接見えにくい形態意匠とするよう配慮する。</li> </ul> </li> </ul>

項目	景観形成基準
外観の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色調を基調とし、けばけばしい色は避け周辺景観との調和に配慮する。</li> <li>・同一敷地内に、複数の建築物等がある場合は、統一感のある色彩に配慮する。</li> <li>・建築物等に付属する屋外設備、工作物及び附帯建築物、屋外広告物等の色彩は、本体建築物等との調和に配慮する。</li> <li>・伝統的なまち並みや自然景観と調和する色彩を使用するよう配慮する。</li> </ul>
外観の材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の建築物と同様の素材又は伝統的な素材の使用に配慮する。</li> <li>・耐久性及び耐候性に優れ、経年劣化により景観の質が低下しにくい素材の使用又は、自然素材等経年変化により風合いの増す素材の使用に配慮する。</li> <li>・金属板やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内は、できる限り緑化に努め、敷地の周囲を囲う場合には、生け垣等を設けて植栽するよう配慮する。</li> <li>・敷地内の樹木はできる限り保全するよう配慮する。</li> <li>・敷地内の緑化に努め、建築物等による圧迫感及び突出感を和らげるよう配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、その周囲は生け垣、板塀等を設け、伝統的なまち並みとの調和や壁面の連続性に配慮する。</li> <li>・共同のごみ置場は、植栽等により道路から直接見通せないよう配慮する。</li> <li>・屋外照明は、過剰な光量とならないよう配慮する。</li> <li>・行為の実施期間中は、地域周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路からの遮蔽に努める。</li> <li>・景観重要樹木や景観重要建造物の周辺では、景観重要樹木や景観重要建造物と調和するように配慮する。</li> <li>・優れた眺望景観を阻害しないように配慮する。</li> </ul>

## 【開発行為】

項目	景観形成基準
盛土切土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海岸線の豊かな自然を損ねたり、山頂・丘陵地の頂部や稜線を改変する盛土や切土は行わないよう配慮する。</li> <li>・現状の地形をできる限り尊重し、土地が不整形となる分割又は細分化は行わないよう配慮する。</li> <li>・幹線道路や海岸線などの主な視点場からの緑豊かな景観を損なうことがないよう配慮する。</li> </ul>
のり面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模なのり面が生じないよう配慮する。</li> <li>・のり面や擁壁は石材等の自然素材の使用や緑化により、周辺の景観との調和に配慮する。</li> </ul>
樹木等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある樹木や水路などは極力保全、活用するよう配慮する。</li> <li>・新たに緑化を行う場合は、地域に由来から生育する樹種を選定し、周辺景観や植生に配慮した植栽計画とする。</li> <li>・行為後の緑化を促進するため、表土を保存・復元し、良好な生育環境となるよう配慮する。</li> <li>・樹木の倒木等により周辺環境に危害を与えないよう適正な維持管理に努める。</li> </ul>

## ②景観形成重要地域 景観形成追加基準

### 【建築物及び工作物】

景観形成重要地域の景観形成基準は、景観計画区域の景観形成基準に以下の事項を追加します。

項目	景観形成重要地域 追加基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境との調和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた自然景観や市街地・集落等への眺望景観を阻害しないように配慮する。</li> <li>・山並みや海岸線等の自然景観を広範囲に遮らないような位置、高さとする。</li> <li>・海上からの見え方や海への眺望景観を阻害しないよう配慮する。特に、洋上風力を一団として整備する場合には、舳倉島・七ツ島への眺望景観に配慮する。</li> </ul> </li> <li>●街並みとの調和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観資源との調和に配慮する。</li> <li>・調和のとれた街並みの連続性又は統一性が尊重されている地域においては、道路側の壁面や外構えをできる限りそろえるなど、良好な街並み景観の形成に配慮する。</li> </ul> </li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然景観の優れた場所では、自然環境と調和した形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・地域の個性、伝統を活かした形態意匠とするよう配慮する。</li> <li>・地域のランドマークとなる建物は、個性的で親しみと風格を感じさせるよう配慮する。</li> </ul> </li> <li>●屋根               <ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道景観の連続性に配慮した屋根勾配や形状とする。</li> <li>・農村、漁村集落など歴史的な街並みでは、連続性や統一性が感じられる勾配屋根を基本とし、地域の景観形成に配慮する。</li> </ul> </li> </ul>
外観の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域になじんだ色彩等がある場合には、地域にふさわしい色調となるよう配慮する。</li> <li>・優れた自然景観の中では、自然の色彩との調和に配慮する。</li> <li>・建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（い）欄のとおりとする。</li> <li>・複数の色彩を使用する場合は、全体の色彩にまとまりが感じられるような色調に配慮する。</li> <li>・賑わいが求められる地区であっても、高彩度のけばけばしい色の使用は避け、落ち着いた色調を基調とする。</li> <li>・工場や倉庫等においては、周辺景観と調和し無表情にならない色彩を工夫する。</li> <li>・建具は茶色または黒色を基調とする。</li> </ul>

項目	景観形成重要地域 追加基準
外観の材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿道景観の連続性に配慮した素材とする。</li> <li>・農村漁村集落や歴史的街並みの屋根は、日本瓦葺きや同程度の素材感のものなど、伝統的な素材とするよう配慮する。</li> <li>・農村漁村集落や歴史的街並みの外壁は、板張り、漆喰等の伝統的な素材や周辺と調和する素材とするよう配慮する。</li> </ul>
敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ノトキリシマなど地域固有の樹種や地域の環境に適した樹種を選定するなど、周辺の植生との調和に配慮する。</li> <li>・幹線道路に接する部分はできる限り緑化に努め、花壇や季節の花で彩るなど沿道景観の演出に配慮する。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存施設が景観を阻害している場合は、増築等をする際に改善するよう配慮する。</li> <li>・間垣や石垣など地域特有の美しい景観要素は、できる限り保全継承するよう配慮する。</li> <li>・沿道景観のアクセントとなる樹木や並木はできる限り保全するよう配慮する。</li> <li>・歴史的な街並みが残る地区で屋外駐車場を設置する場合は、出入口を限定するとともに壁面の連続性確保のため、周辺の壁面と同一の素材で垣柵を設けるよう配慮する。</li> </ul>

## 【開発行為】

開発行為には追加事項なし。

### ③特別地域 景観形成追加基準

#### 【建築物及び工作物】

特別地域の景観形成基準は、景観計画区域及び景観形成重要地域の景観形成基準に以下の事項を追加します。

項目	特別地域 追加基準
位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然環境との調和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・優れた自然などの眺望景観を阻害しない高さとする。</li> </ul> </li> <li>●街並みとの調和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の街並みのスカイラインから突出しない高さとする。</li> <li>・公共用地等からの後退によるオープンスペースは、隣接するオープンスペースとの連続性に配慮し、一体的な空間となるよう配慮する。</li> </ul> </li> </ul>
外観の色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別地域（沿道）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（ろ）欄のとおりとする。</li> </ul> </li> <li>●特別地域（里山里海）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物等の外観の基調色として使用する色彩は、別表（は）欄のとおりとする。</li> </ul> </li> </ul>

#### 【開発行為】

開発行為には追加事項なし。

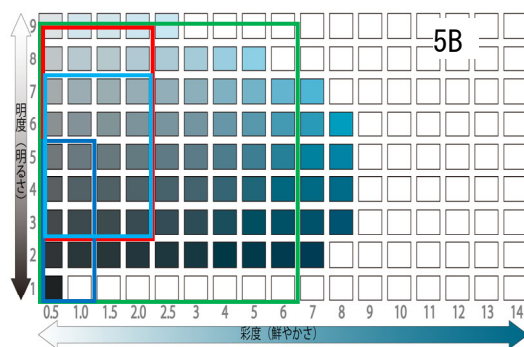
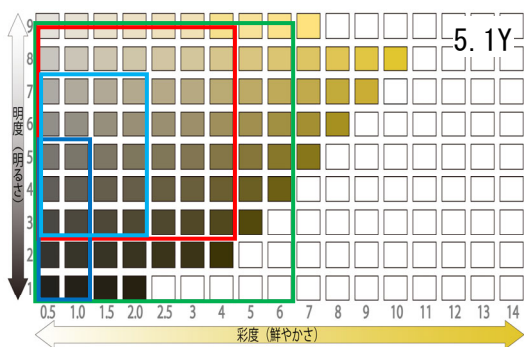
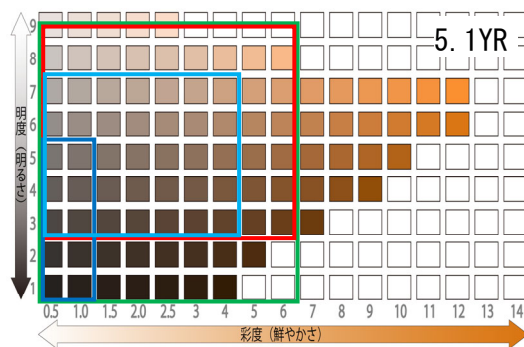
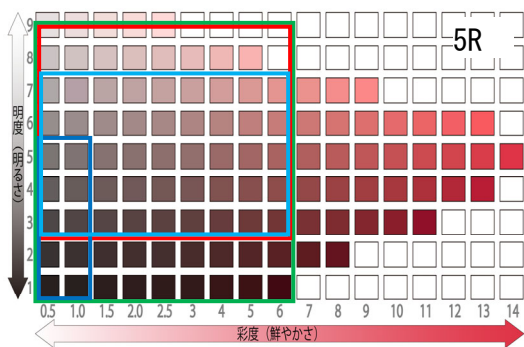
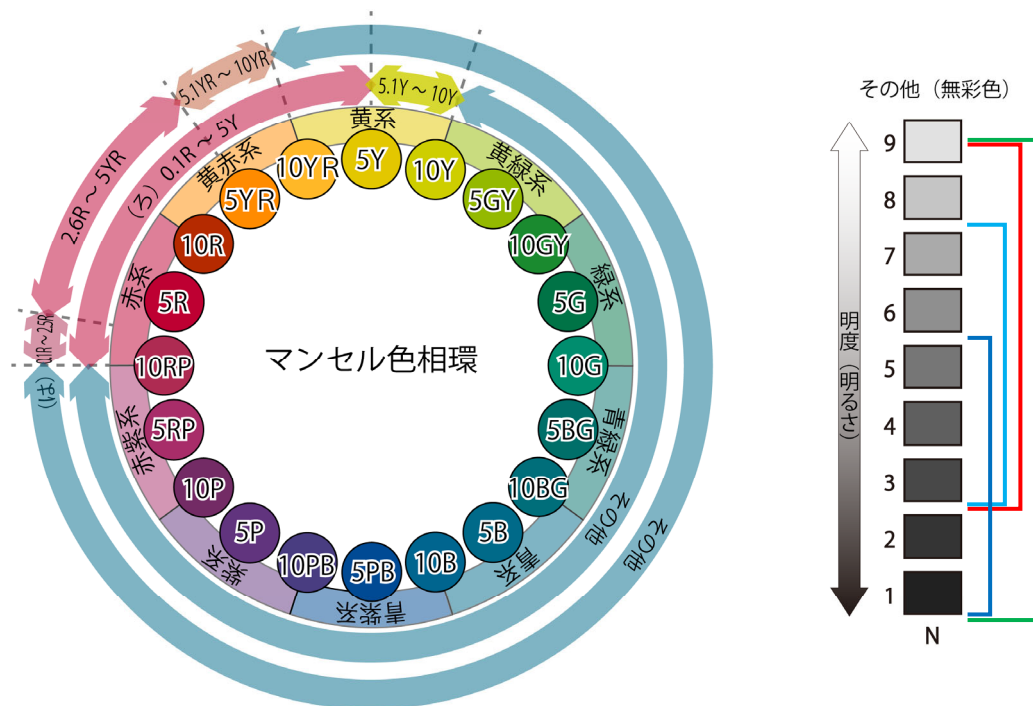
#### 【別表】色彩の数値基準(JIS Z8721による)

	基準（い）	基準（ろ）		
		0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他
色相	全色相	0.1R~5Y	5.1Y~10Y	その他
明度	8.5以下	3~8.5	3~8.5	3~8.5
彩度	6以下	6以下	4以下	2以下
		基準（は）		
		外観		屋根
色相	2.6R~5Y R	0.1R~2.5R 5.1Y R~10Y R	その他	全色相
明度	3~7	3~7	3~7	5以下
彩度	6以下	4以下	2以下	1以下

※建築物等及び工作物の外観の基調色として使用する色彩は、日本工業規格(JIS Z8721)に定める三属性に基づき、別表に示す範囲の色彩を使用する。ただし、次に掲げる場合には使用しない。

- ①表面に着色しない素材を使用する場合
- ②見付面積の5分の1未満の範囲内で、外壁のアクセント色とする場合
- ③他法令の規定によりこれ以外の色彩とする場合
- ④その他必要と認める場合

■ 参考資料



色彩の数値基準凡例

分類	範囲	対象エリア
基準 (い)		景観形成重要地域
基準 (ろ)		特別地域 (沿道・外観) 輪島景観重点地区
基準 (は)		特別地域 (里山里海・屋根)
		特別地域 (里山里海・外観)

#### ④輪島景観重点地区の行為の制限に関する事項

輪島市独自の景観対策として、既に景観まちづくりに取り組んでいる地区で、よりきめ細かい景観づくりを行う必要がある地区を新たに「輪島景観重点地区」として設定します。

輪島景観重点地区の景観形成基準は、景観計画区域及び景観形成重要地域、特別地域の景観形成基準に各地区の景観形成基準を追加します。ただし、基準の内容が異なる場合は、各地区の景観形成基準を尊重します。

#### 【馬場崎・駅前地区 景観形成基準】

##### ○馬場崎・駅前地区の景観概要

石川県では、当該地区において、市街地の空洞化に歯止めをかけ、本来のにぎわい再生と活性化を図るため「輪島・都市ルネッサンス石川都心軸整備事業」を実施しています。

本事業では、旧輪島駅前から河井中央交差点までの、河井町・横地線と朝市までの市道を活性化軸と位置づけ、道路拡幅に伴う沿道まちなみの整備、各種ソフト施策等が展開されました。歩道の舗装材にアワビの貝殻を入れる、フットライトに能登石を使用する、街路灯にアテ木のパネルを取り付けアワビの殻をはめ込む等、奥能登の素材でつくるオリジナルな整備が進められました。



馬場崎・駅前地区\*

##### ○馬場崎・駅前地区における景観保全の取り組み

本事業では、住民主体のまちづくりをめざし、伝統様式である浜屋づくり、神社、井戸、路地、植栽のような景観要素について調査し、モデル店舗としてのイメージをつくりながらルール項目内容について検討を行い、独自のまちづくりルールである、「輪風・まちづくり協定」を策定しました。

当初決めた協定の内容は、考え方を示し事例を示すことで、良いまちづくりに誘導するものでありましたが、具体的な審査によりルールの曖昧な点、修正したほうがよい点、加えるべき点が出てきたため、ルールの運用に関わる細かい点や、新しい考え方については「輪風・まちづくり協定運用書」に追加できるようにしました。

※輪風とは、輪島独自の歴史・文化を背景とした様式・固有性・独創性を示す。

##### ○課題・将来の展望について

当地区では、条例や地区計画による規制ではなく、住民相互の理解による「輪風・まちづくり協定」を策定することでまちなみ景観の改善を図ってきました。しかし、法的拘束力のない現状では、今後、まちづくり協定に反する建築物が建つことも考えられます。

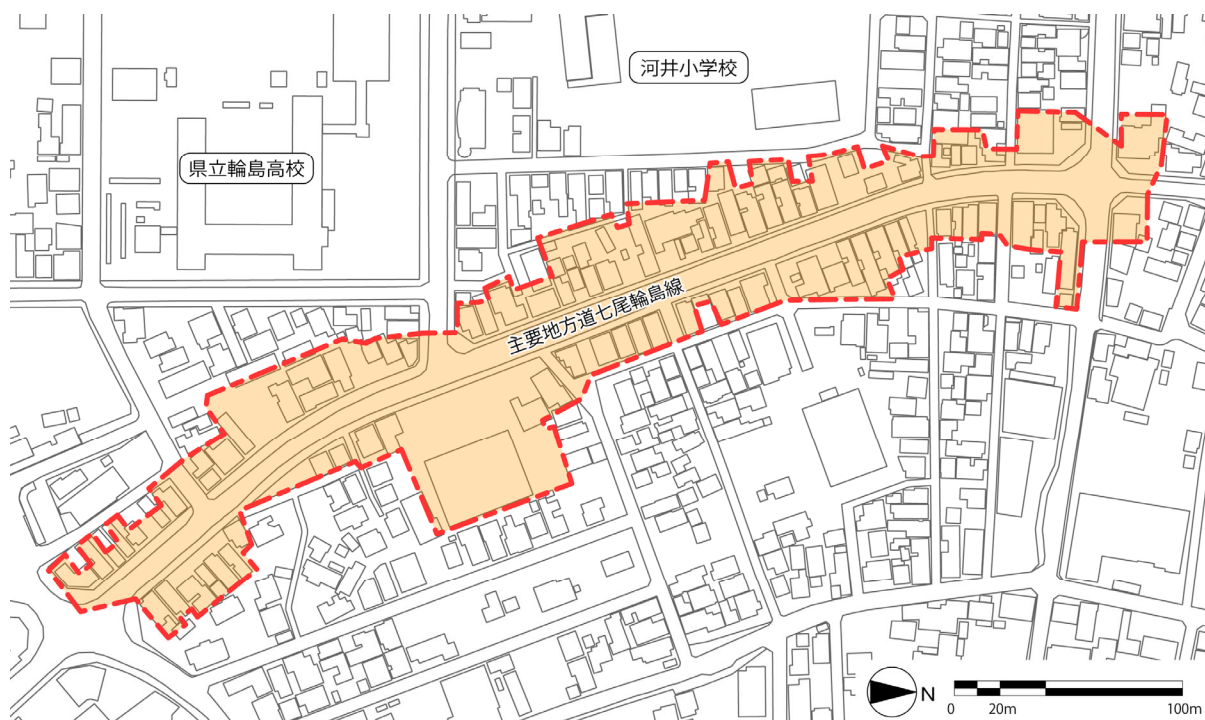
そこで、活性化軸の沿道を輪島景観重点地区に指定することで、よりきめ細かな景観誘導を行い、輪島らしいまちづくりの推進を図ることが考えられます。

○景観形成基準

景観形成基準は、独自のまちづくりルールである、「輪風・まちづくり協定」を踏襲しつつ、一部見直ししました。

項目		区域 馬場崎・駅前地区
建築物	共通事項	こころの「調和」 みんなしてもうちよっこり いいまちにせんけーね
	壁面後退	道路境界部から1.0m後退して建てる。
	形態	<b>輪島らしい構造</b> ・輪風、3階建て以下、軒先の高さはまわりとバランスをとる。切り妻（妻入り・平入り） ・浜屋づくりを振り返るものとする。 ・伝統を超える新しい美を創出する。
	素材・色彩	<b>輪島らしい素材・色</b> ・地場の素材と色を基調とする。 ・屋根は、黒色を基調とした、瓦もしくは鋼板等を基本とする。
	装飾	<b>輪島らしい装飾</b> ・風土や先人の知恵・意匠を生かして工夫する。
外構・工作物	隣地境界	・ナカシャ（建物と建物の間）はお互い25cmずつ空けて、最低50cmは確保する。
	道路に接する面	・前庭や庭先にうるおいを創出する。
	その他	<b>訪れる人への輪島らしい工夫</b> ・まちの個性を生かした休憩できるポケットパークや案内板、街路灯を工夫する。
店舗	店づくり	・輪風のまちなみを尊重した店づくりを考慮する。
	ディスプレイ	・まちなみの魅力をアップするディスプレイを考慮する。
	職の見せ方	・まちを歩く人と輪島弁で会話できる、そんな職の見せ方を考慮する。
	バリアフリー	・誰もが店に入れるように、入り口の段差をなくし、通路も広くとる。
	屋外広告物 自動販売機	・個性を出しながらも自己主張しすぎないよう、まちなみに配慮する。 ・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第一種禁止地域」の基準に準ずる。

○区域



## 【鳳至上町地区 景観形成基準】

### ○鳳至上町地区の景観概要

鳳至町では、室町時代より輪島塗の小規模な産地が形成されたと考えられています。輪島塗の作業は、木地、塗り、沈金、蒔絵に分業され、手間をかけた工程を経て製品を作る昔からの伝統は現在も守り続けられています。

塗師屋造りの特徴は、職住同居で、通りに面した間口が狭い短冊地割の町並みに、「にわ」と呼ばれる通路に沿って、手前に座敷（柱は漆塗）を、奥に職人の作業場として使われた土蔵（塗師蔵、2階建て）を配置する点にあります。前方に住居、後方に作業場という人前職後の「通り庭式町屋づくり」の配置は、一般の町屋とは逆になっています。この平面配置は、塗師達が文化的空間としての居住域を重視したためといわれ、明治の塗師屋造りの家には、江戸や京町屋をしのぐ建築美を持つ家もあります。

鳳至上町には、職住一体の建築様式でつくられた、塗師の家にふさわしいたたずまいが今も多く点在し、輪島らしいまちなみを形成しています。

### ○鳳至上町地区における景観保全の取り組み

輪島市では、平成14年度にまちなみ景観保全条例を制定し、鳳至上町地区を輪島市まちなみ景観保全地区に指定するとともに、輪島市鳳至上町通り沿道地区街づくり協定を結び、まちづくりに対する市民意識の高揚を図りながら、「街なみ環境整備事業」により沿道建築物の修景に対する助成や路面修景整備を行っています。

### ○課題・将来の展望について

塗師の家のたたずまいと調和するまちなみ景観の形成を図るためには、きめ細かな誘導基準が求められます。輪島景観重点地区に指定し、建築物の意匠やデザインを規制誘導することで、良好な保全を図る必要があると考えられます。

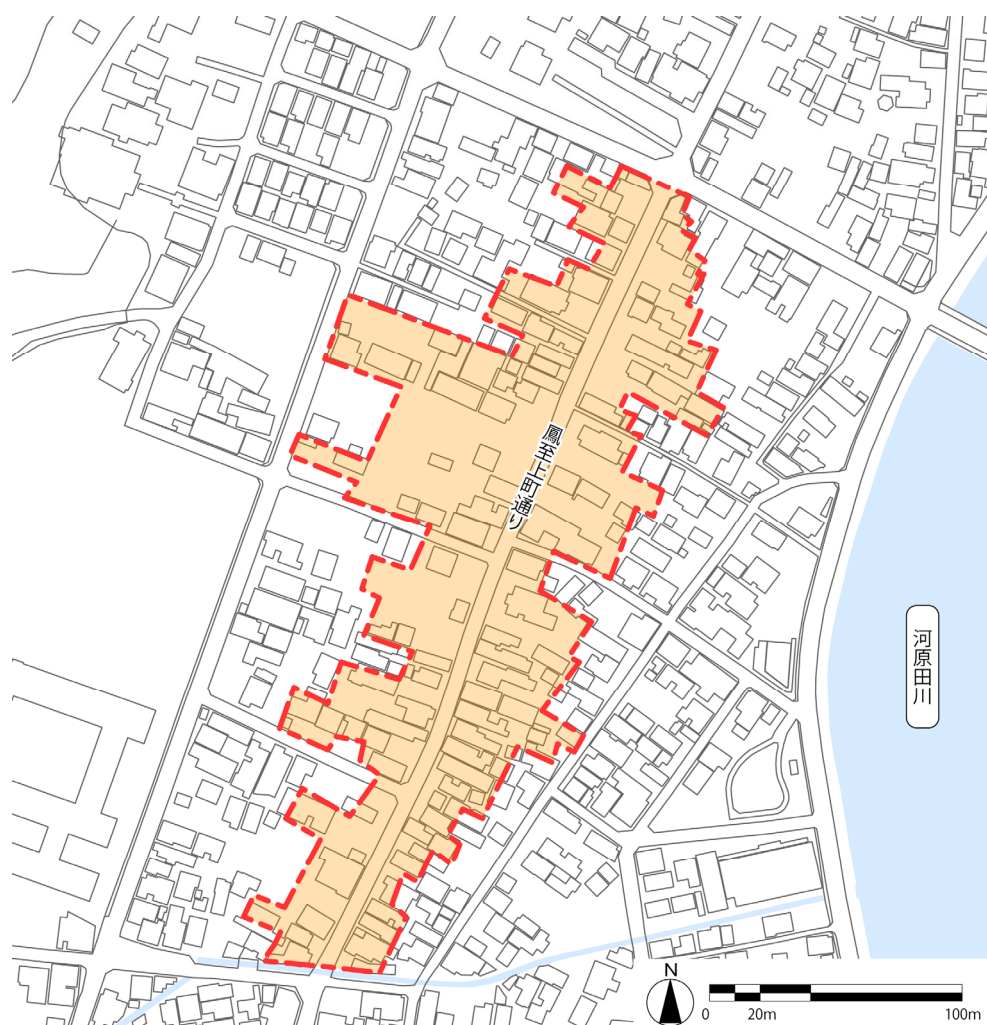


鳳至上町地区\*

○景観形成基準

区域		鳳至上町地区
建築物	共通事項	・歴史的な街並みの保全と、良好な居住空間の形成を目指し、落ち着いたたたずまいの景観形成を図る。
	高さ	・3階建て以下とする。
	形態・素材	・屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。
	色彩	・伝統的な街並みと調和した落ち着いた色彩とし、奇抜な色をさける。 ・屋根は、黒色を基調とする。
	外壁	・意匠等は、できるだけ木を活かしたものとする。
	屋外広告物	・伝統的な街並みとの調和を図る。 ・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第一種禁止地域」の基準に準ずる。
	設備	・外部に露出させないよう工夫する。
	車庫	・内部が直接見えないよう工夫する。
外構・工作物	緑化	・既存の緑を保全し、敷地内の植栽に努める。
	垣・柵・塀	・塀等を設ける場合は、生け垣、板塀等により伝統的な街並みとの調和を図る。
	駐車場	・外部から直接見えないよう工夫する。
公共空間		・歴史的雰囲気と調和した安全で快適な歩行者空間の整備及び潤いのある居住環境としての景観形成を図る。

○区域



## 【總持寺周辺地区 景観形成基準】

### ○總持寺周辺地区の景観概要

總持寺は、今から約 700 年前元亨元年（1321）瑩山禪師により開創された寺院であり、明治 31 年に災禍に見舞われた後、本山は神奈川県に移転したものの、その後再建し、總持寺祖院として現在に至っています。

輪島市門前町は、總持寺の門前町として古くから栄え、今も多くの歴史的な建築物が立ち並び歴史・風土を育んできた重要な景観要素となっています。

### ○總持寺周辺地区における景観保全の取り組み

輪島市（旧門前町）では、市民がふるさとへの愛着と誇りを持って住み続けることができるように、住環境の整備改善を図ることを目的とし、「輪島市門前町總持寺周辺地区まちづくり要綱」を制定しました。この要綱では、第 1 基準から第 3 基準までの 3 段階の区域に分類し、建築物の色彩・素材・形状に関する基準が設けられ、總持寺周辺のまちなみの統一が図られています。

また、總持寺周辺地域では住居等の修景を行う場合、「街なみ環境保全備事業」による補助金の交付によって、住環境の維持改善が図られています。

### ○課題・将来の展望について

歴史的にも重要な景観要素をもつ總持寺周辺では、建築物の新築・改築に伴い、まちなみの景観を阻害する意匠の建築物が建つことが考えられます。

そこで、輪島景観重点地区に指定し、きめ細かな規制を行うことにより、總持寺周辺の景観保全を図ることが考えられます。



總持寺通り \*

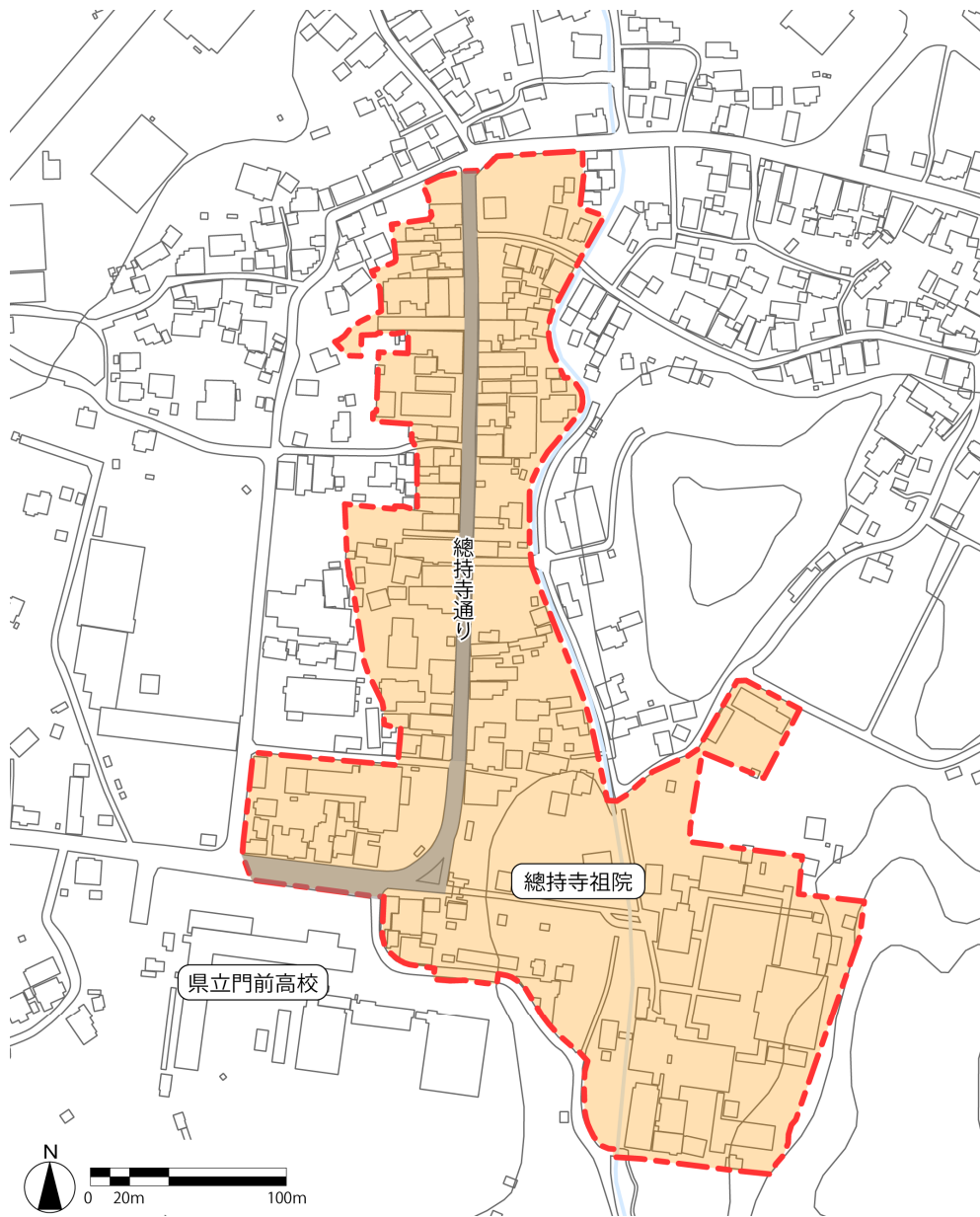


總持寺祖院 \*

○景観形成基準

項目		区域	総持寺周辺地区
共通事項			<ul style="list-style-type: none"> <li>・通りに面する住宅等、それに付属する建築物、外構、屋外広告物及び駐車場などは、落ち着いた意匠、形状、材料及び色彩となるように努める。</li> </ul>
建築物	高さ		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の高さは2階建て以下を原則とするが、やむを得ず3階建てにする場合は、3階部分をセットバック（後退）するなど工夫する。</li> </ul>
	位置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・総持寺通りに面する建物は、軒庇の先端を道路境界線にそろえることを基本とし、やむを得ず建物をセットバック（後退）する場合は、門、垣・柵・塀の設置等により、まちなみの連続性を損なわないように努める。</li> </ul>
	屋根		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根は、黒色を基調とした、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。</li> <li>・下屋根や庇を設ける場合は、黒色を基調とした、瓦もしくは鋼板等を基本とする。</li> </ul>
	外壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁は、自然素材（板張り、漆喰塗り、石張り、土壁等）または自然素材に準ずる仕上げとし、落ち着いた雰囲気となるようにする。</li> </ul>
	開口部 (窓・扉)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部建具は、茶色または黒色の木製またはそれに準じるものとする。</li> </ul>
外構・ 工作物	建築設備 屋外階段		<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築設備及び屋外階段は、目立たない位置に設置するか、あるいは目隠しで覆う等の工夫をする。</li> </ul>
	門・柵・塀 など		<ul style="list-style-type: none"> <li>・門・柵・塀を設ける場合は、板塀、土塀、石垣（和風）、生垣または竹垣等の設置により伝統的なまちなみと調和したものとする。</li> </ul>
	駐車場等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地全体を駐車場等のオープンスペースとする場合は、垣・柵・塀の設置や緑化など景観的な配慮を行う。</li> </ul>
	植栽		<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある既存の樹木の保全、活用に努める。</li> <li>・新たに緑化を行う場合は、周辺景観に配慮した植栽計画とする。</li> </ul>
	のり面 ・擁壁		<ul style="list-style-type: none"> <li>・のり面、擁壁を設置する場合は、違和感のない意匠、素材を用い、できる限り植栽を施す。</li> </ul>
	屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告は、総持寺通りの雰囲気と調和した色彩、素材、大きさのものを使用する。</li> </ul>
保存建築物			<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史のある建物については、復元・修繕・保存に努める。</li> </ul>

○区域



【まんなか地区 景観形成基準】

○まんなか地区における景観保全の取り組み

石川県では、当該地区において街路拡幅事業を実施しています。

整備にあたっては住民が主体となり、「漆の里のまんなか」として、蔵づくり、浜屋づくりの伝統的なデザインを組みあわせ、漆をイメージさせる調和のとれた賑わいのある沿道景観をめざし、独自のまちづくりルールである「輪風・まんなか漆ロード景観まちづくり協定」を策定しました。

○課題・将来の展望について

当地区では、条例や地区計画による規制ではなく、基本的な内容を「景観まちづくり協定」で共有しながら、建替えや修景の開始時に事前協議を行う手法で景観形成を行ってきました。しかし、法的拘束力のない現状では、今後、まちづくり協定に反する建築物が建つことも考えられます。



まんなか地区\*

そこで、沿道を輪島景観重点地区に指定することで、よりきめ細かな景観誘導を行い、輪島らしいまちづくりの推進を図ることが考えられます。

○景観形成基準

項目		区域	まんなか地区
建築物	共通事項		・「漆の里まんなか」として、蔵づくり、浜屋づくりの伝統的なデザインを組みあわせ、漆をイメージさせる調和のとれた賑わいのある沿道景観を形成する。
	形態・素材		・輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した、蔵風のまちなみを目指す。 ・屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。 ・外壁等は、質感の高い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースに、自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の使用も検討する。
	色彩		・屋根は、黒色を基調とする。 ・外壁の基調色は、蔵や町家をイメージさせる落ち着いた色彩（白、黒、灰色等のモノトーン、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける。 ・アクセントカラーとして古代朱（おちついた朱色）を用いる。
	高さ		・通りに面する場所は3階建て以下とする。 ・4階以上は後退するなどまちなみに配慮する。

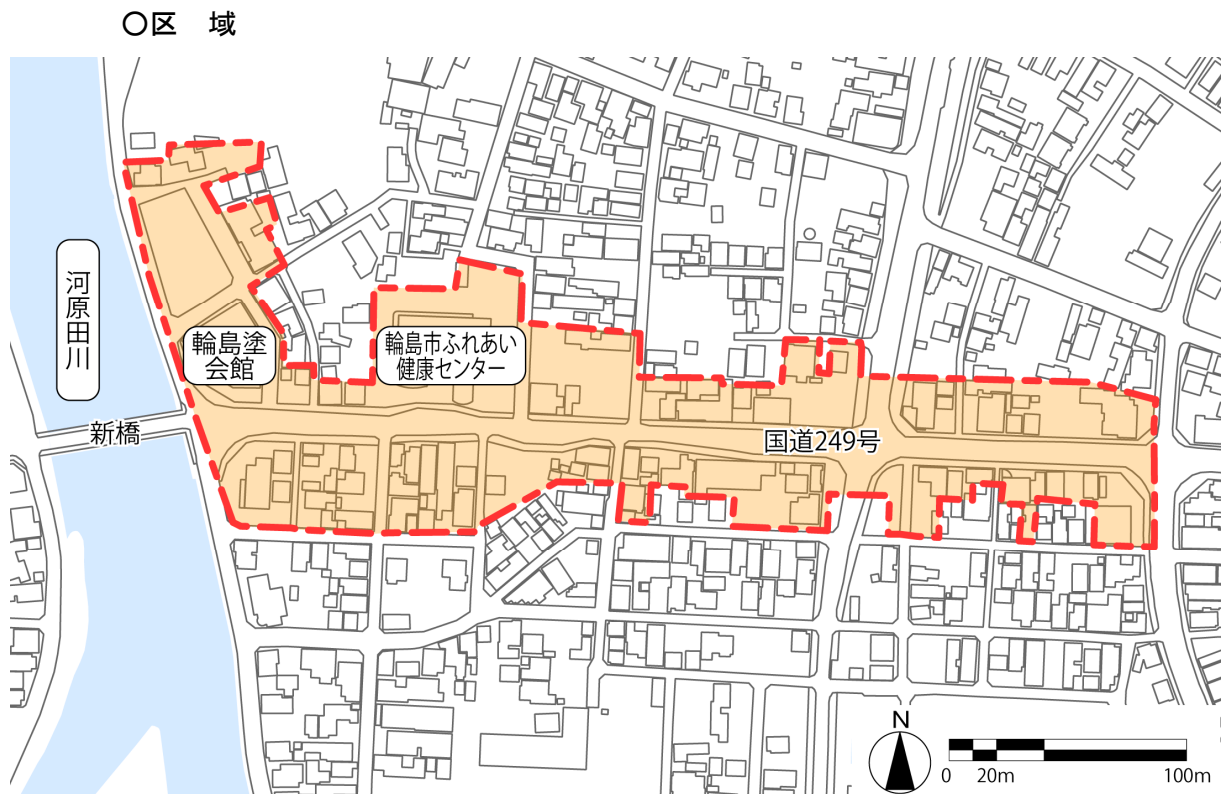
■参考資料 古代朱の考え方

- ・漆の色的一种、鮮やかな朱や赤に対してつや消しで渋みのある茶色がかった赤の漆
- ・古代朱の標準色



マンセル値  
: 3.4R 3.6/11.9

項目		区域	まんなか地区
外構・ 工作物	道路に 接する面		<ul style="list-style-type: none"> <li>ゆとりの空間を確保し、緑化やベンチを置くなど、まちなみにゆとりを持たせる。</li> <li>緑化の際には、輪島らしい樹種を積極的に用いる。</li> <li>自動販売機を設置する場合は色彩に配慮する。</li> </ul>
	駐車場		<ul style="list-style-type: none"> <li>出入口を限定するなど街並みの連続性に配慮する。</li> <li>敷地全体が駐車場の場合は、板塀の設置や緑化など景観的な配慮を行う。</li> </ul>
	屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第一種禁止地域」の基準に準ずる。</li> <li>材料は、蔵のデザインと調和する自然素材（漆喰、土、木材、石材など）、または質感の高い現代建築素材を用いる。</li> <li>日本の伝統色（えんじ、藍、うぐいす、海老茶等）を基調色に用いる。</li> </ul>



## 【間垣の里地区（大沢・上大沢）景観形成基準】

## ○間垣の里地区の景観概要

間垣の里地区は、急峻な山地の間に造られた河川が流れる谷地形の海岸部に直接面した小湾上の低地などに集落が点在しています。各集落では、厳しい季節風や雪から家屋を守るため、集落全体を取り囲んで高さ5m程度の間垣が設置され、間垣の内側に黒色を基調とした瓦葺き切り妻屋根や下見板張りの民家を中心とした統一的な家並みが続きます。

## ○間垣の里地区における景観保全の取り組み

輪島市では、当該地区を対象として「輪島市文化的景観保存調査」を行い、間垣の里の文化的景観としての特性を明らかにするとともに、文化的景観を活かした地域づくりをすすめるための諸課題について検討を行いました。

また、文化的景観保存の方針や手法について、保存調査の成果をもとに、地域でのワークショップ等も重ねながら「間垣の里づくり計画」としてとりまとめました。

## ○課題・将来の展望について

間垣の里の固有かつ重要な景観構成要素である間垣は、自然素材を用いた伝統的な様式へと誘導を図ると同時に、建築物についても山・海と一体となった集落景観として保全することが必要であると考えられるため、当該区域を輪島景観重点地区に指定し、きめこまやかな景観誘導を行います。

## ○景観形成基準（建築物）

区 域 項 目	間垣の里（大沢・上大沢）地区
規模・配置	・建築物の高さは10mを超えないこととする。
構造・階数	・和風木造で、2階建て以下を基本とする。
屋根	・形状は、切妻を基本とする。 ・素材・色彩は、黒色を基調とした瓦とし、低彩度色とする。
外壁	・素材は、木・石・漆喰等の自然素材を基本とする。やむを得ずサイディング等の材料を用いる場合は、低彩度のものとする。 ・室外機は、道路から見えないよう配慮する。
門・塀	・県道、漁港、西二又川に面する敷地では、出入口を除き、道路に面してニガタケ等を用いた垣（間垣）を設置する。 ・間垣の主要構造は、木造を基本とする。やむを得ず鉄骨を用いる場合は、道路から直接見えない位置とする。 ・その他の道路に面する敷地ではブロック塀は避け、石積みや板塀、生け垣を基本とする。
屋外広告物	・屋外広告物は、自己用を目的としたものとし、間垣や集落景観と調和した規模、形態、デザインとする。
その他	・仮設構造物であっても、文化的景観の価値を損なわないよう、材質、色調に配慮する。

○景観形成基準（工作物）

区 域 項 目	間垣の里（大沢・上大沢）地区
規模・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・間垣の維持・管理に支障のない場所に配置する。</li> <li>・豊かな自然環境を損ねたり、山頂・丘陵地の頂部や稜線を改変する場所での設置、規模は避ける。特に、眺望点やバス停、漁港から見て、地形や豊かな自然環境を変化させる場所での設置、規模は行わない。</li> </ul>
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県道、漁港、河川に面する擁壁や大規模な擁壁は、石材等の自然素材の使用や緑化により、自然環境や集落景観との調和を図る。</li> <li>・擁壁以外の工作物の外観は、自然環境や集落景観と調和した落ち着いた落ち着きのある素材・色彩を用いる。</li> <li>・自動販売機の色彩は、次の通りとする。 [色相 5 Y 明度 7.5 彩度 1.5]</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設構造物、仮置き資材等であっても、文化的景観の価値を損なわないよう、材質、色調に配慮する。</li> </ul>

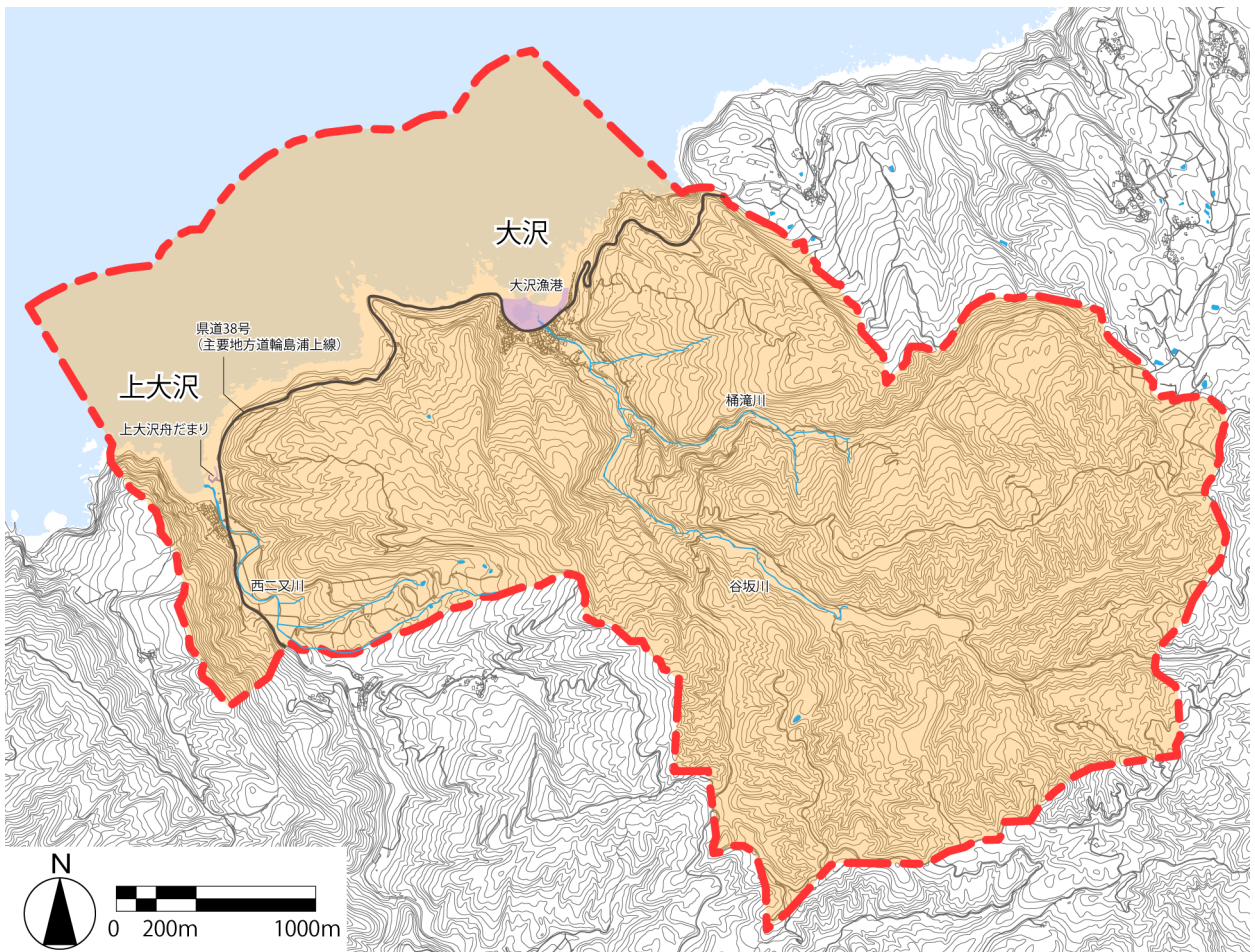


上大沢町\*



大沢町\*

○区域



## 【長山地区 景観形成基準】

### ○長山地区における景観保全の取り組み

石川県では、当該地区において街路拡幅事業を実施しています。

当該地区は、輪島の朝市やマリンタウンへ訪れる人が、輪島の市街地に入る際の導入部に位置し、輪風の景観づくりを進めてきた「馬場崎・駅前地区」へつながる区間です。輪島へ訪れる人の期待感を高め、市街地への連続性を創出することを目的に、「輪島・長山まちづくり協定」を策定し、落ち着いたきのある輪島らしい景観づくりに取り組んでいます。

### ○課題・将来の展望について

当地区では、条例や地区計画による規制ではなく、基本的な内容を「まちづくり協定」で共有しながら、建替えや修景の開始時に事前協議を行う手法で景観形成を行ってきました。しかし、法的拘束力のない現状では、今後、まちづくり協定に反する建築物が建つことも考えられます。



長山地区\*

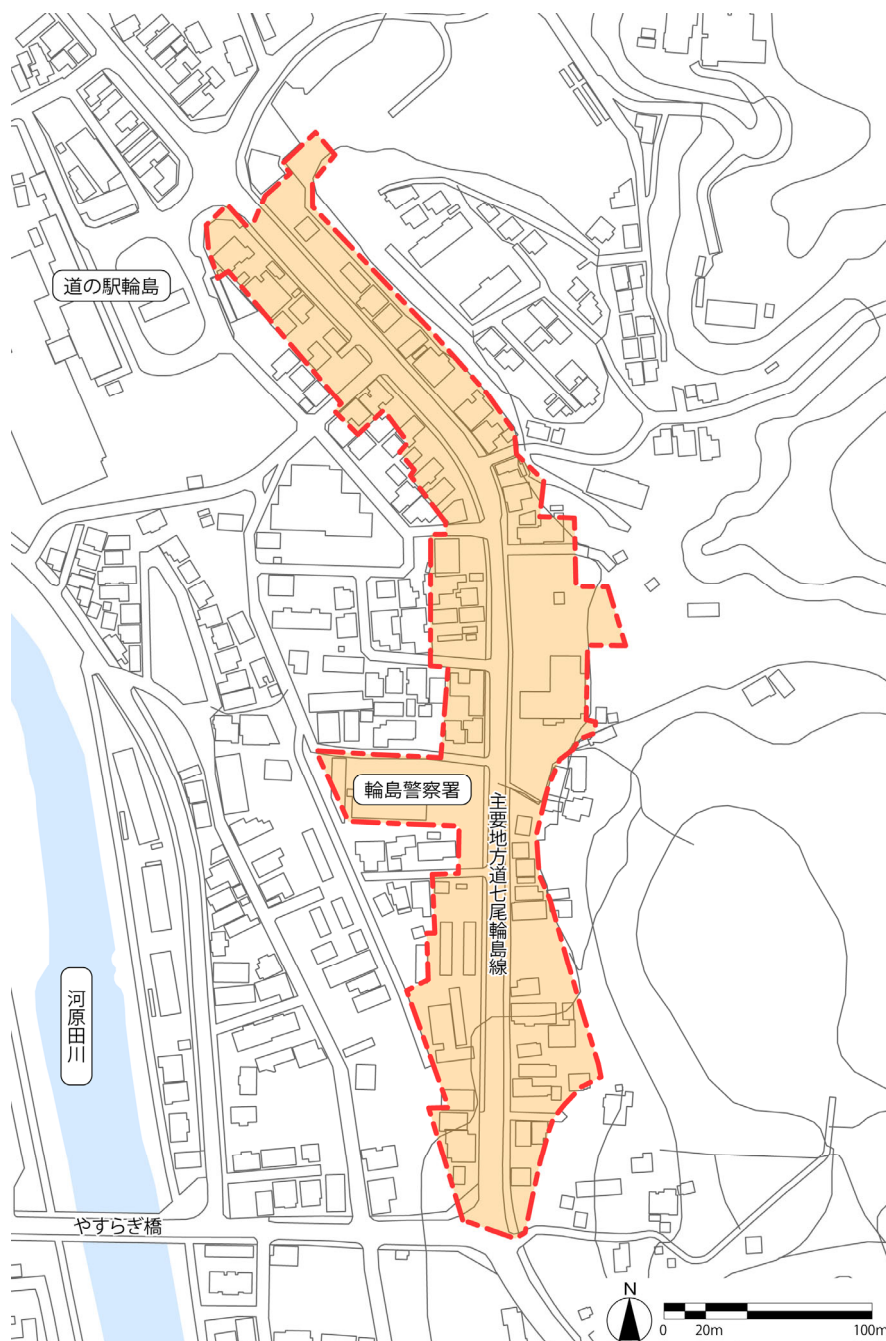
そこで、沿道を輪島景観重点地区に指定することで、よりきめ細かな景観誘導を行い、輪島らしいまちづくりの推進を図ることが考えられます。

### ○景観形成基準

項目		区域	長山地区
建築物	共通事項		・ 輪風の景観づくりを進めてきた「馬場崎・駅前地区」につながる区間であるため、市街地への連続性を創出し、落ち着いたきのある輪島らしい景観を目指す。
	形態・素材		・ 輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した、輪島らしいまちなみを目指す。 ・ 屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。 ・ 外壁等は、自然素材（木、土壁等）との調和性が高い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースに、自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の使用も検討する。
	色彩		・ 屋根は、黒色を基調とする。 ・ 外壁の基調色は、落ち着いた色彩（白、黒、灰色等のモノトーン、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける。
	高さ		・ 通りに面する場所は3階建て以下とする。 ・ 4階以上は後退するなどまちなみに配慮する。

項目		区域	長山地区
外構・工作物	道路に接する面		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆとりの空間を確保し、緑化やベンチを置くなど、まちなみにゆとりを持たせる。</li> <li>・緑化の際には、輪島らしい樹種を積極的に用いる。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は色彩に配慮する。</li> </ul>
	駐車場		<ul style="list-style-type: none"> <li>・出入口を限定するなど街並みの連続性に配慮する。</li> <li>・敷地全体が駐車場の場合は、板塀の設置や緑化など景観的な配慮を行う。</li> </ul>
	屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> <li>・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第一種禁止地域」の基準に準ずる。</li> </ul>

○区域



## 【本町周辺地区 景観形成基準】

### ○本町周辺地区における景観保全の取り組み

当該地区は、輪島港近くに位置する本町商店街を中心としています。本町通りでは古くから市が行われてきましたが、昭和40年代より午前中に車両通行止めにして朝市が行われるようになり、能登観光の目玉として多くの観光客で賑わってきました。当地区には景観に関する協定などはなく、現代的な建物と混在して、輪島の伝統的な建築デザインである浜屋づくりの建物が並び、本町通りと交差するいくつかの小路が港町の風情を醸し出していました。

### ○課題・将来の展望について

当地区では、自主的に浜屋づくりの建物を継承したり、景観に配慮しながらおもてなしの工夫がなされてきましたが、令和6年能登半島地震により多くの建物が被害を受け、さらには地震後の大規模火災で一帯が焼失しました。今後、建物の再建や新たな街並みづくりが行われるにあたり、所有者の変更や新規の住民及び事業者等の参入も想定される中、統一性のない様々な建築物が建つことも考えられます。

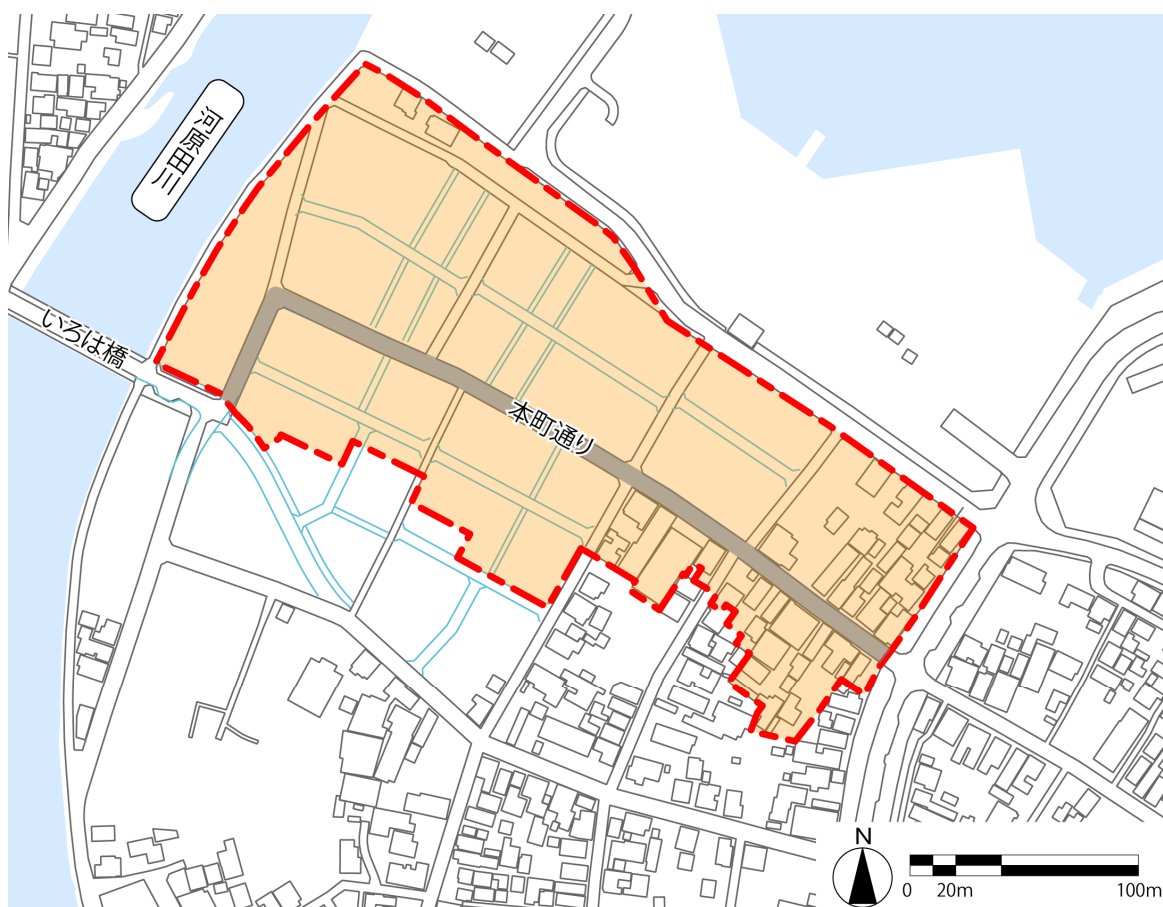
そこで、本町通り及びその周辺を輪島景観重点地区に指定することで、きめ細かな景観誘導を行い、輪島らしいまちづくりの推進を図ることが考えられます。

### ○景観形成基準

区 域		本町周辺地区
項 目		
建築物	共通事項	・切妻を基本とする和風の勾配屋根で、形状・色彩が統一したまちなみを形成する。
	形態・素材	・輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した落ち着いたまちなみを目指す。 ・屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。 ・外壁等は、伝統的な自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の質感に近い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースとし、伝統的な自然素材の使用も検討する。 ・防火性能に配慮した素材の使用等に努める。
	色 彩	・屋根は、黒色を基調とする。 ・外壁の基調色は、浜屋づくりをイメージさせる低明度・低彩度の落ち着いた色彩（灰色、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける。 ・オーニングテントを設ける場合の色彩は、原則、別表（p44）の基準（ろ）の範囲とするが、地区で調和を図った色彩とする場合は、基準を超える色彩も認める。
	高 さ	・建物の高さは3階建て以下とする。 ・本町通りに面する部分は原則2階建て以下とし、軒庇の高さをそろえるなど沿道の見え方を統一する。やむを得ず3階建てにする場合は、3階の壁面は通りから後退し、沿道の圧迫感を防ぐ。
	位 置	・本町通りに面する建物は、まちなみの連続性に配慮し、軒庇の先端を道路境界線に原則そろえる。やむを得ずそろえられない場合は、和風の板塀など景観的な配慮を行う。
	外部建具	・本町通りに面してシャッターを設置する場合は、色彩・材質など景観的な配慮を行う。

区域		本町周辺地区
項目	設備機器	・設備機器は、通りから直接見えないように配置するなど工夫する。
	道路に接する面	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町通りに面した部分には極力植樹しない。</li> <li>・通りに面して車庫を設ける場合は、形状や色彩・材質など景観的な配慮を行う。</li> <li>・本町通りに面して車庫は原則設置しない。本町通りのみに面した敷地等でやむを得ず設ける場合は、景観的な配慮のほか、車両が見えないように工夫する。</li> <li>・自動販売機を設置する場合は色彩に配慮する。</li> </ul>
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本町通りに面して車両の出入口を原則設置しない。</li> <li>・本町通りに面しない駐車場は出入口を集約するなどまちなみの連続性に配慮する。</li> <li>・本町通りに面してやむを得ず駐車場を設ける場合は、和風の板塀の設置など景観的な配慮を行う。</li> </ul>
	屋外広告物	・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第一種禁止地域」の基準に準ずる。
公共空間		・歴史的雰囲気と調和した安全で快適な歩行者空間、賑わいに貢献する空間の整備及び潤いのある居住環境としての景観形成を図る。

○区域



## 【黒島地区 景観形成基準】

### ○黒島地区の景観概要

黒島地区は、江戸時代から昭和初期にかけて北前船の廻船問屋の居住地として繁栄した町であり、黒島は当時のたたずまいを現在に残しており貴重な景観を形成しています。

黒瓦で統一されたまちなみは、日本海から吹きつける激しい風雨から、格子、下見板、黒瓦によって建物を守ったといわれています。ほとんどの民家は、土台まわりにアテの木、柱にスギ、構造材としてマツを用いており、その多くは地元産材であります。

また、北前船の船主の家は、「ミツボカコイ」という黒島特有の造りで、土蔵を備えた壮観ともいえるものであり、それが後に民家に浸透し、伝統的な黒島のまちなみを形成しました。



黒島地区\*

### ○黒島地区の景観保全の取り組み

現在、黒島地区は国の「重要伝統的建造物群保存地区」の選定を受け、黒島特有の風情ある街並みの保全を図っています。

### ○課題・将来の展望について

黒島地区の景観は「重要伝統的建造物群保存地区」として保存が図られているものの、地区に含まれていない海側の国道249号沿道や令和6年能登半島地震による地盤隆起で陸地が拡大した海岸部、保存地区背後の斜面においても、緩衝地帯（バッファゾーン）として重要伝統的建造物群保存地区の街並みと調和する景観形成が求められます。そのためには、保存地区周辺部を輪島景観重点地区に指定し、緩衝地帯としての景観形成基準を設定して規制、誘導することが有効と考えられます。

こうしたことから、まずは重要伝統的建造物群保存地区の区域を輪島景観重点地区として指定し、周辺部への区域拡大や景観形成基準の検討に向けて、住民意識の啓発・高揚を図っていきます。

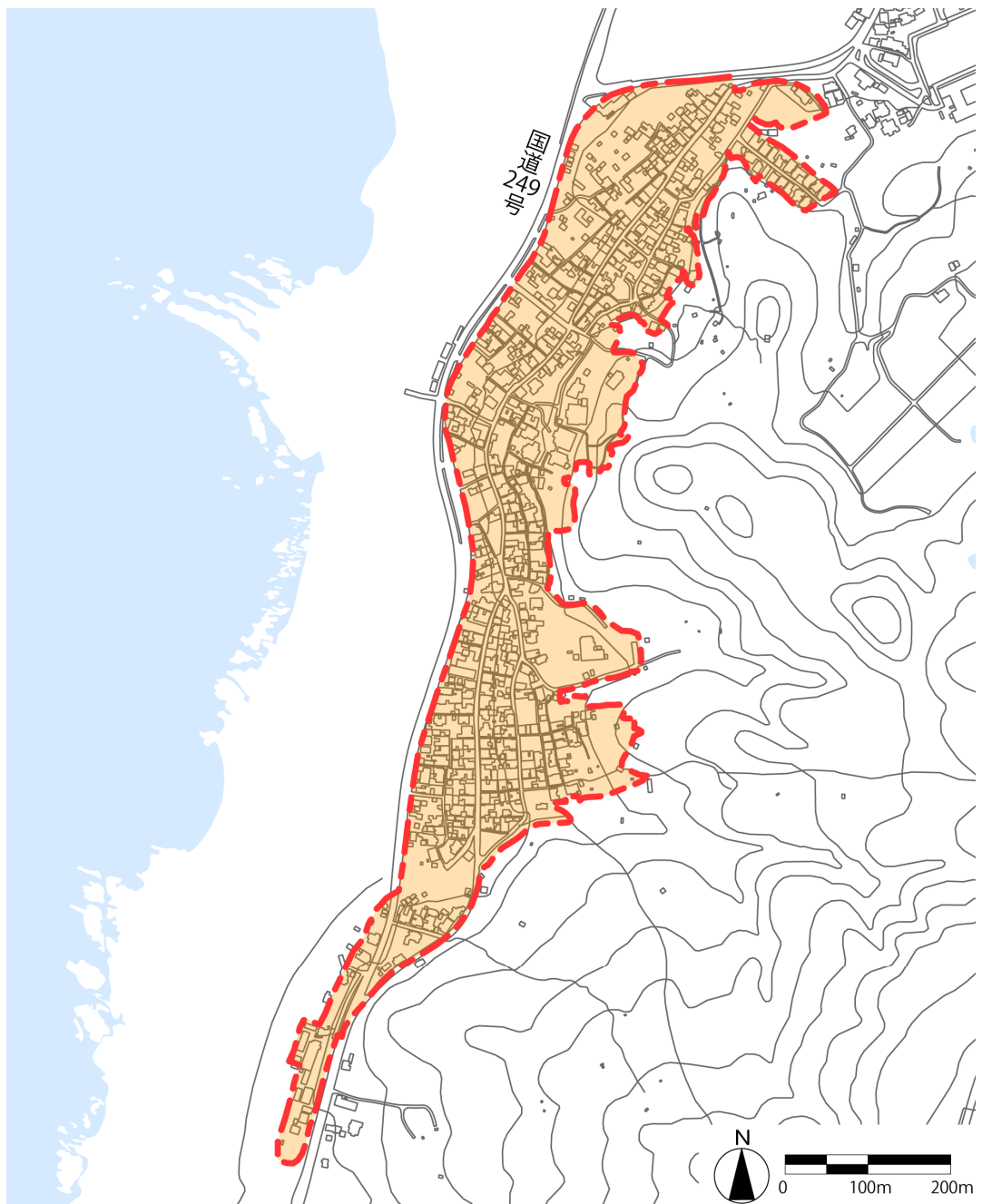
○景観形成基準 ※輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区の許可基準と同じ

(別途、伝統的建造物の修理基準やそれ以外の建造物の修景基準が「輪島市黒島地区伝統的建造物群保存地区保存計画」で設定されています。)

区 域		黒島地区
項 目		
敷地	地盤高さ	・地盤高は既存敷地高さを基本とし、周囲の伝統的な建築物の敷地とそろえる。
建築物	用途	・建築物の用途は、伝統的建築物群の保存または保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものとする。
	位置	・道路、通路に面する外壁の壁面の位置、軒線の高さは周囲の町並みとそろえる。
	構造	・原則として、木造軸組工法とする。
	高さ	・階数は原則として2階建て以下とする。
	屋根	・屋根勾配は原則として4寸～5寸とし、片流れ屋根は認めない。 ・主屋は和瓦葺きとし、色彩は黒または黒系とする。
	庇	・庇は主屋と同じ和瓦葺きか、金属板、木板等とし、周辺の町並みと調和した、落ち着いた色彩を基調とする。
	外壁	・木、土、漆喰等伝統的自然素材を使用するか、これに準じた材料を使用する。 ・道路、通路に面する外壁には、押し縁下見板張りの使用に努める。なお、外壁の上壁等を漆喰仕上げにする等の場合はこの限りではない。 ・伝統的自然素材の素地の色彩をそのまま活かすか、周辺の町並みと調和した、落ち着いた色彩を基調とする。
	開口部 建具	・建物正面道路側の開口部には、格子戸または格子の使用に努める。 ・建具は木製、または金属製とし、町並みと調和した落ち着いた色彩を基調とする。
	設備	・道路、通路に面する設備機器は、道路、通路から直接見えないようにするか、囲いの設置や塗装によって、周囲の景観と調和させる。
建築物 (土蔵)	構造	・原則、木造軸組工法とする。
	高さ	・階数は原則として2階建て以下とする。
	屋根	・屋根は切り妻屋根とする。 ・屋根材料は、主屋に合わせる。
	外壁	・土壁または漆喰塗りとするか、これに準じた仕上げとする。
建築物 (納屋等)	構造	・原則、木造軸組工法とする。
	高さ	・原則として平屋とする。
	屋根	・原則として主屋に合わせる。
	外壁	・原則として主屋に合わせる。
工作物 等	擁壁 土留	・擁壁や土留めを設置する場合は、自然石積みの基本とする。 ・やむを得ずコンクリートを使用する場合は、一体型の擁壁とせず、間知積み等を基本とする。
	門塀	・設置する場合は、周辺の町並みとの調和に配慮する。 ・塀は縦板張りの板塀を基本とし、ブロック塀、コンクリート塀、金属製の塀は認めない。
	広告物	・敷地内の広告物は自家広告物のみを認める。 ・下屋上を除き屋上広告物は設置しない。 ・ネオンサインは設置しない。 ・看板の材料は、木、金属、ガラス等を基本とし、周辺の町並みと調和した落ち着いた色彩を基調とし、原色は認めない。
車庫・駐車場		・建造物に組み込んだ車庫とするか、駐車車両が直接、通路から見えにくくなるよう板塀等で囲う。

項目	区域	黒島地区
庭園 樹木 生け垣		<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路から見える庭園は和風とする。</li> <li>・別に定める延焼防止上必要な空地に面した部分の樹木、生け垣は不燃樹種とする。既存樹の保存に努める。</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動販売機等は、道路、通路に直接面して設置しないか、見えにくくなるよう配慮する。</li> <li>・ゴミ集積のための施設は、ネットやシートだけの場合以外は、高さ90 cm以上、180 cm以内の板塀で囲む。</li> </ul>

○区域



※今後、海側汀線及び山側の黒島地区全域を区域に追加予定

### ⑤ 輪島景観重点地区候補地区

輪島景観重点地区に指定した地区以外にも、特徴的な景観を有する地区がいくつかあります。そうした地区のうち、地区住民等が、景観まちづくりに積極的に取り組む意欲があり、輪島景観重点地区への指定を希望する場合は、輪島景観重点地区候補地区として、地区住民等との話し合いを実施し、景観の保全・育成を目指した区域設定や景観形成基準の検討を行っていきます。

#### ■ 特徴的な景観を有する地区の例 ■

